

食安輸発0528第1号
平成27年5月28日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(オーストラリア産二枚貝の麻痺性貝毒)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成27年5月26日付け食安輸発0526第1号）により通知したところです。

今般、オーストラリア政府より、違反事例に係る原因究明及び再発防止策が示されたことから、オーストラリア産二枚貝の麻痺性貝毒に係る検査命令を解除し、同通知の別表1のオーストラリアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
二枚貝（タスマニア島周辺の海域で採捕されたものに限り、及びその加工品		麻痺性貝毒	別表2の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。	規制値（4MU/g）を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。

を削除するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。